○厚生労働省告示第百八十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医療機器として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十三年六月十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

医療機器の名称	体外設置式補助人工心臓ポンプ
予定される使用目的、効能又は効果	本品は、従来の投薬治療及び補助循環では症状が改善しない小児（体表面積1.5㎡以下で体重25kg以上80kg以下）の重症心不全患者に対して、心臓移植までの循環改善又は心機能の回復を目的に使用される。
申請者の氏名又は名称及び住所	株式会社カルディオ　兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目五番五号 神戸バイオメディカル創造センター二階
指定年月日	平成二十三年六月十七日

○農林水産省告示第千百七十六号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「年五毛」を「零」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百七十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六十条第一項第八号及び第九号の規定に基づき、平成十六年六月二日農林水産省告示第千百二十七号（家畜伝染病予防法第六十条第一項第六号から第八号までの規定に基づき、農林水産大臣の指定する薬品、衛生資材及び焼却又は埋却に要した費用を定める件）の一部を次のように改正し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十六号）の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

平成二十三年六月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第三号中「第六十条第一項第八号」を「第六十条第一項第九号」に改め、同号イを次のように改める。

イ　臨時的に任用した者の人夫費

第三号ニを削り、同号ホ中「ニ」を「ト」に改め、同号ホを同号チとし、同号中ハをヘとし、への次に次のように加える。

ト　悪臭防止対策費、土壌汚染防止対策費その他の環境対策費

第三号中ロをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ　焼却施設の使用料

第三号イの次に次のように加える。

ロ　テント及び照明装置の賃借料

ハ　フレキシブルコンテナバッグその他の運搬具の購入費

第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　法第六十条第一項第八号の農林水産大臣の指定する消毒に要した費用は、次に掲げるものとする。

イ　臨時的に任用した者の人夫費

ロ　テント及び照明装置の賃借料

ハ　情報通信機器及び運送車両の賃借料並びに燃料費

ニ　消毒設備の設置費

ホ　消毒設備の設置に係る用地の賃借料

ヘ　イからホまでに掲げるものに準ずるものとして農林水産大臣が適当と認めるもの

○農林水産省告示第千百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県新見市神郷高瀬字井手ノ谷六三〇の二、六三〇の五、六三〇の六、字細越峠井手上一五〇八の一、一五〇八の二、字右ノ谷頭ラ一五一七の一、一五一七の二、字左ノ谷頭一五二五の一、一五二五の二、字トヒ井シ川南一五二七の一から一五二七の四まで、一五二七の六、一五二七の七、字井ズリハ谷道下タ一五二九の二、一五二九の三、字新畑一五三二の二から一五三二の四まで、字鍛治屋床一五〇六の二、字細越峠エ上ルタキノ上道ノ上一五〇七、字日向ノクルミ井手上一五〇九、字日向ノクルミ井テシタ一五一一、字日向ノクルミ井テシタ一五一二、字タキノ上一五一三、字日向ノクルミ道シタ一五一四、字日向ノクルミシリ一五一五、字日向ノクルミ陰地一五一六、字右ノ谷一五一八、一五二一、字右ノ谷道左一五一九、一五二〇、字貫神ソウリ道上一五二二の一から一五二二の三まで、字貫ジンソウリ道下一五二三、字貫ジンソウリ一五二四、字田ノ谷一五二六の一から一五二六の三まで、字井ズリハ谷一五二八の一、一五二八の二、字井ズリハ谷道下一五二九の一、字桂ケ谷一五三〇、字桂ケ谷道下一五三一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県新見市大佐田治部字山神東平四七六七の二、字大峠上四七六八の二、字シイ谷四八三〇、四八三〇の一から四八三〇の五まで、字小丸道下四八二九、字黒のたに丸四八三一、字戸板平四八三七の一、四八三七の三、四八三七の四、字トヤウ子六五五四、六五五五、字トヤウ子六五五六、字狸穴六五五三、字赤滝川平六五四八、字法曽原五六三二の一、五六三二の五、五六三二の六、五六三二の七（次の図に示す部分に限る。）、字榊木谷五六四四の一、五六四四の三、五六四五の一、字ナカシ田五六四八の一、五六四八の三、五六四八の五から五六四八の七まで、字堂山五六四九、五六五〇、五六五一の一、五六五一の三、五六五二の一、五六五二の三、五六五二の四、字ヲク畑六一一〇、六一二二、六一二三、字堂風呂六一一一、字カイ山六一一二から六一一四まで、六一一八、字大マワリ六一一九から六一二一まで、字オク畑杉ノ元六一二四、六一二五、六一二六の一、六一二六の二、六一三五、六一三六、六一三七の一、六一四三、字枝ノ迫六二二七から六二二九まで、六一三二一、字奥畑六一三〇、六一三一、字大迫六一三三、字奥畑杉元六一三八、六一三九、字ヲク畑杉元六一四〇、字杉谷六一四一、字奥畑杉本六一四二、大佐上刑部字又クイ二五一の一、字荒山才ノ峠二五八の一、字天カセ二四一八の一、二四一八の二、大佐布瀬字萩畝三三七の一、字西ノヲク三三四七の一、字井ノオク三三五〇、三三五九、字タル三五〇九から三五一一まで、字田ノ向三五一二、美作市槍原中字穴谷七九〇の二、七九〇の三、字鍋山七九三の一、七九三の二、字こや谷七九五の一、備前市吉永町笹目字大船石九二七の二、九二七の九、九四一の一から九四一の三まで、九四四の一、九四四の二、字笹目口九四二の一、字船石九四三の一、九四三の二、字長谷東九四五の三から九四五の六まで、吉永町高田字飼谷奥二〇一の一、二〇一の三から二〇一の七まで、吉永町加賀美字南一の一から一の三まで、一の九から一の一一まで（以上三筆国有林）、字札ノ元蔭二の一、二の二、二の四から二の一〇まで、字播州越一二六の一、字東新林一二七の一から一二七の三まで、吉永町多麻字奥山本谷ヨリ東一四一〇の一、字郷ケ谷ノ頭一四一一、字木戸ノ元一四一二、一四一四の一から一四一四の三まで、字湯屋ノ奥一四一五の一、一四一五の二、字湯屋ノ奥一四一六、字奥山本谷ヨリ西一四一七の五、一四一七の九から一四一七の一六まで、一四一七の一八、一四一七の一九、吉永町都留岐字古美加一四九六の二、真庭市小童谷字丸淵一〇六六の一、字桃ノ木一〇七二の一、一〇七六の一、一〇七七、一〇七九、字長峪一〇八〇、一〇八一、字明ケ原越一一四九、字南平一一五九の一、字ホキノ谷一一六七、字ハシケ谷一一六八、字山の神谷一一六九の一、一一八三の一、字竹ケ谷一一七〇、一一八五の第一、一一八五の第二、一一八六、字家ノ上一二一六の一、字家ノ奥一二二二の一、字ノメラ谷左平一二三三の一、字赤松谷一二三七の一、一二三七の一八、字赤松谷一二四〇、一二四一、字沢谷一二九九の三、一二九九の六から一二九九の一〇まで、字川平一三〇〇の一、種字柳谷一二八〇、藤森字コウガ畑八〇九の一